

【オンライン出席の皆さま】

以下の状態でご参加をお願いします。

◎カメラON

◎マイクOFF (質疑応答時を除く)

令和8年度佐賀県受動喫煙に関するコール センター及び普及啓発・改善依頼等業務委託 事前説明会

令和8年3月3日
佐賀県 健康福祉政策課

令和8年度佐賀県受動喫煙に関するコールセンター及び 普及啓発・改善依頼等業務委託に係る事前説明会

1.開会

2.事業内容等説明

- 「健康増進法の一部を改正する法律」について
- これまでの背景・目的
- スケジュール

3.質疑応答

■ ■ 「健康増進法の一部を改正する
法律」について

「健康増進法の一部を改正する法律」とは

2020年4月、健康増進法の一部を改正する法律（以下、「改正法」）が全面施行されました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講ずべき措置等について定めたものです。これにより、多くの方が利用する全ての施設において、喫煙のためには各種喫煙室の設置が必要となります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には
標識掲示が義務付けに

出典：なくそう！望まない受動喫煙。マナーからルールへ（厚生労働省HP）

改正法

子どもや患者等に特に配慮すべき施設 ▶ 詳細

- 学校、児童福祉施設
 - 病院、診療所
 - 行政機関の庁舎
- 等

敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設* ▶ 詳細

- 事務所
 - 工場
 - ホテル、旅館
 - 飲食店
 - 旅客運送事業船舶、鉄道
 - 国会、裁判所
- 等

*個人の自宅やホテルの客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

↑ 経営判断等

【経過措置】 ▶ 詳細

- 既存の経営規模の小さな飲食店
個人又は中小企業が経営 / 客席面積 100 m²以下

原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



室外への煙の流出防止措置

喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

全ての施設で喫煙可能部分には、

- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
- ② 客・従業員ともに 20 歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの 20 歳未満の立ち入りは可能。



2020年
4月1日
施行

- 屋外
 - 家庭
- 等

喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行

改正法では、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、この類型・場所ごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。各喫煙室においては、それぞれ設置可能となる条件が異なります。



出典：なくそう！望まない受動喫煙。マナーからルールへ（厚生労働省HP）

改正法によって、違反者には、罰則（過料）が課せられることがあります。改正法における過料とは、秩序罰としての過料であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものです。また、過料の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定されます。

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△（※）	○（命令に限る）	○（30万円以下）
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	—	○（50万円以下）
施設等の管理権原者 *を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者（管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと）にも義務が発生する	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○（50万円以下）
	喫煙室の基準適合	○	○	○（50万円以下）
	施設要件の適合 （喫煙目的施設に限る）	○	○	○（50万円以下）
	施設標識の掲示	○	—	○（50万円以下）
	施設標識の除去	○	—	○（30万円以下）
	書類の保存 （喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る）	○	—	○（20万円以下）
	立入検査への対応*	—	—	○（20万円以下）
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
広告・宣伝 （喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る）*	○	—	—	

出典：なくそう！望まない受動喫煙。マナーからルールへ（厚生労働省HP）⁶

■ ■ これまでの背景・目的

これまでの背景及び問題点

【これまでの背景】

- ・令和2年の改正法の施行と、新型コロナウイルス流行が重なり、法律の十分な普及啓発が難しい状況であった。
- ・法制度が複雑で、県民・施設管理者の双方で理解が十分に浸透していない。

【問題点】

- ・受動喫煙への県民意識の高まりにより、苦情・相談が法改正以前より増加。
- ・加熱式たばこに関する認識不足があり、現場対応で混乱が生じやすい。
- ・迅速な事実確認と改善指導を求められる一方、現場との意見の乖離に時間を要するケースがある。

このことから、迅速に対応していただける業者様に業務委託をお願いしたい

■ 主な業務について

【業務は大きく3つの柱】

① コールセンター（週10件程度）

- ・改正法や受動喫煙問題に対する問い合わせ／苦情・義務違反の通報受付
- ・内容整理 → 管轄の保健福祉事務所に報告 → 必要に応じ改善依頼へ

② 改正法の啓発、改善の助言・指導のための訪問（週5件程度の訪問）

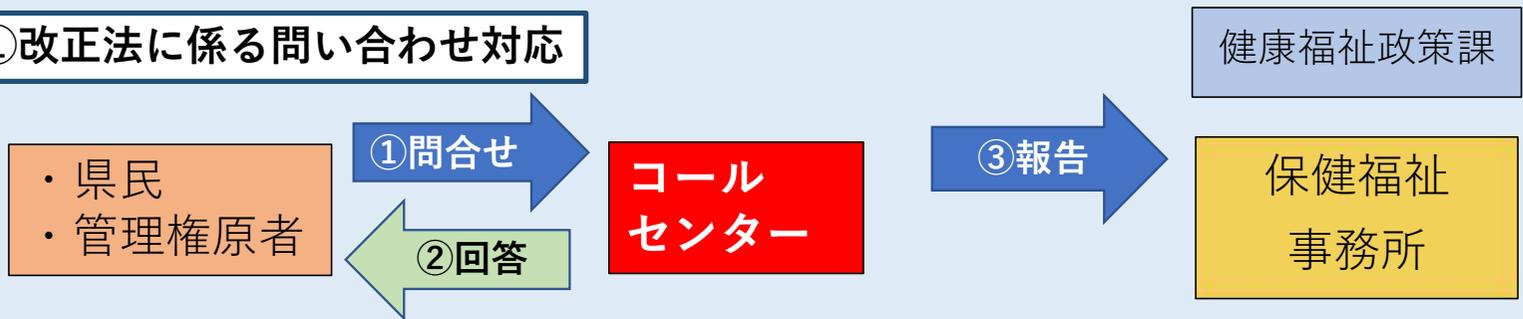
- ・当日or翌開庁日に施設等に電話し、内容によって訪問（事実確認、法の周知、改善依頼）
- ・現地訪問による事実確認（2名体制）→ 対面説明・周知啓発 → 改善状態の確認
→改善の見込みなしor苦慮案件は保健福祉事務所へ相談

③ 周知啓発（SNS発信＋啓発チラシ配布）

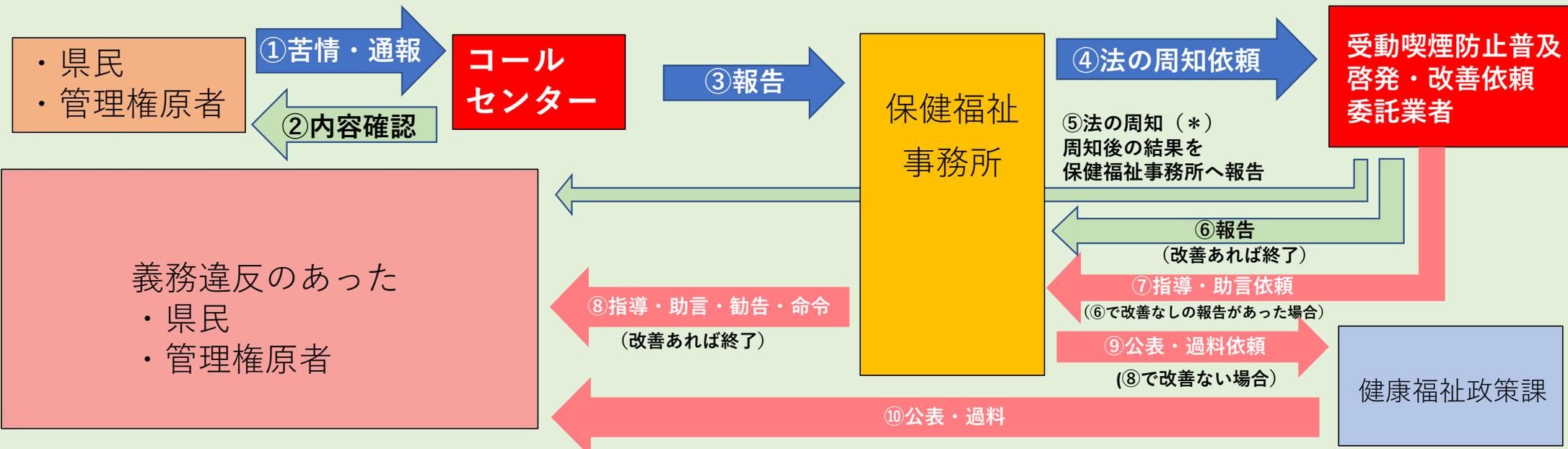
- ・Instagram/Xで週1回以上の情報発信（SNS広告）
- ・飲食店や遊技場等への法律周知啓発等のチラシ配布

受動喫煙対策の事務フロー

①改正法に係る問い合わせ対応



②受動喫煙の苦情・義務違反の通報の受付



* 電話による依頼→その後、訪問確認し、改善が認められない場合は再度改善依頼→訪問確認し改善が認められない場合は再度改善依頼→訪問確認し、改善がない場合は保健福祉事務所へ助言依頼

■ ■ スケジュール

今後のスケジュール

- 3月 3日(火) 事前説明会
- 3月 5日(木) 質問書提出期限
- 3月 9日(月) 質問書に対する回答
- 3月10日(火) 参加資格確認申請書提出期限
- 3月17日(火) 参加資格確認通知
- 3月24日(火) 提案書提出期限
- 3月30日(月) プレゼンテーション・審査会
- 4月 6日(月) 提案者決定通知

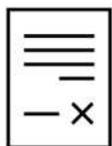
各提出書類は
締切日の17時までにご提出ください。

プレゼンテーション
説明10分
質疑10分

業者決定後のスケジュール

～4月上旬

契約締結



・できるだけ迅速に
契約締結

4月中旬

委託業務について
県と意見交換



・健康福祉政策課及
び保健福祉事務所
担当との実際の業務
注意点の意見交換

5月～3月

事業の実施



・月次定例打合せ
(オンラインで実施)